

裁量労働制実態調査の標本設計について

1 調査対象の範囲

裁量労働制適用事業場、及び裁量労働制が適用されていない全国の次の産業(※)に属する常用雇用者5人以上の民営事業場であって裁量労働制対象業務に従事する者がいる事業場。

(※)平成25年10月改定日本標準産業分類における大分類産業のうち

A 農業、林業、B 漁業、D 建設業、E 製造業、F 電気・ガス・熱供給・水道業、G 情報通信業、H 運輸業、郵便業、I 卸売業、小売業、J 金融業、保険業、K 不動産業、物品賃貸業、L 学術研究、専門・技術サービス業、M 宿泊業、飲食サービス業、N 生活関連サービス業、娯楽業、O 教育、学習支援業、P 医療、福祉、R サービス業(他に分類されないもの)

注 裁量労働制適用事業場の業種に確認されなかった「C 鉱業、採石業、砂利採取業」及び「Q 複合サービス事業」については、非適用事業場調査でも対象外とする。

2 抽出方法

(1) 事業場調査

【適用事業場用調査票】

全数調査(抽出率1分の1)とする(約1万5千件)。

【非適用事業場用調査票】

○ 非適用事業場の事業場調査の対象は、プレ調査(約20万件)の結果、裁量労働制対象業務従事労働者のいることが判明した事業場(適用事業場と同程度の約1万5千件を想定)とする。

(※)ただし、当該事業場が概ね1万5千を大きく超える場合においては、概ね1万5千となるよう、地域、産業、労働者規模の別に区分し、各区分で無作為抽出を行う。

○ プレ調査の対象事業場については、非適用事業場(約200万件)の中から、地域、産業、労働者規模の別に区分し、各区分で無作為抽出を行う。裁量労働制対象業務従事労働者のいる事業場の割合が高い区分については、精度を上げて調査するため、目標精度はきめ細かく設計する(各区分で0～12%の範囲で設定)。

(※)なお、500人以上規模の事業場は全数調査(抽出率1分の1)とする。

(2) 労働者調査

裁量労働制適用労働者及び非適用労働者ともに、対象業務別に抽出率を設定する。

1分の1を基本とするが、各事業場における業務別の調査対象該当者数に応じ、所定の上限(プレ調査の結果を踏まえ、調査対象該当者総数が概ね10万人を大きく超えないよう設定)を設け、それぞれ上限を超える場合は事業場内無作為抽出を行う。

裁量労働制実態調査 労働者票配布のお願い(案)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度は、お忙しいところ「裁量労働制実態調査(事業場票)」にご回答いただきありがとうございます。

本調査は、事業場票以外に、下記の表の業務に従事している労働者(事業場票の間3でお答えいただいた労働者)の方に記入をお願いする労働者票があります。この調査票をお配りいただく際には、従事している方から無作為に選んでいただく場合があります。

つきましては、お手数をおかけしますが、下記の【調査対象労働者の選定方法】にご留意の上、貴事業場で就業している労働者の方に同封しております労働者票を密封用封筒とともに配布してくださいようお願いいたします。

敬具
○年○月

事業主各位

厚生労働省労働基準局長

印影

＜調査対象の選定方法等に関するお問い合わせ＞

〒***** *****

株式会社***** 裁量労働制実態調査実施事務局

TEL : ***** (平日 9:00～18:00) E-mail : *****@*****.co.jp

＜調査実施主体＞

厚生労働省 労働基準局労働条件政策課

記

区分	業務	調査対象労働者数	選定間隔	区分	業務	調査対象労働者数	選定間隔
a	新商品・新技術の研究開発又は人文科学・自然科学に関する研究業務	人	人ごとに選定	k	金融派生商品等の開発の業務	人	人ごとに選定
b	情報処理システムの分析、設計の業務	人	人ごとに選定	l	大学における教授研究の業務(主として研究に従事するもの)	人	人ごとに選定
c	新聞・出版の事業における記事又は放送番組の制作のための取材・編集の業務	人	人ごとに選定	m	公認会計士の業務	人	人ごとに選定
d	デザイナーの業務	人	人ごとに選定	n	弁護士の業務	人	人ごとに選定
e	放送番組・映画等の制作の事業におけるプロデューサー・ディレクター	人	人ごとに選定	o	建築士の業務	人	人ごとに選定
f	コピーライターの業務	人	人ごとに選定	p	不動産鑑定士の業務	人	人ごとに選定
g	システムコンサルタントの業務	人	人ごとに選定	q	弁理士の業務	人	人ごとに選定
h	インテリアコーディネーターの業務	人	人ごとに選定	r	税理士の業務	人	人ごとに選定
i	ゲーム用ソフトウェアの創作の業務	人	人ごとに選定	s	中小企業診断士の業務	人	人ごとに選定
j	証券アナリストの業務	人	人ごとに選定	t	事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務	人	人ごとに選定

※各業務の詳細については、事業場票の別表1をご参照ください。

【調査対象労働者の選定方法】

- 1 はじめに、事業場票の1頁目上部に記載している7桁の番号と、同封の各労働者票1頁目の「都道府県番号（2桁）」「一連番号（6桁）」が合っているか確認してください。また、「事業場名」が誤っていないか確認してください。
- 2 表で選定間隔が2以上となっている業務は（※）、この業務に従事している貴事業場の労働者の方から、上記の表の「調査対象労働者数」に記載している人数分を、年齢構成や性別など特定の属性の人達に偏ることのないよう無作為に選んでください。

（※）選定間隔が1の業務は、従事者全員が調査対象です。

なお、上記の表は、事前調査でのご回答を用いて作成しております。労働者票配布時点で、就業している労働者の人数が「調査対象労働者数」より少ない場合には、就業している労働者全員を対象としてください。10月末の1週間（10月25日（金）から31日（木））に実際に働いていた常用労働者（短時間労働者は除く。）を対象としてください。

- （例）
- ・デザイナーの業務に従事する労働者が18人で、調査対象労働者数が4人、選定間隔が4人ごと
 - ・建築士の業務に従事する労働者が10人で、調査対象労働者数が3人、選定間隔が3人ごとの事業場で「賃金台帳」等を利用して選定する場合の方法は次のとおりです。

デザイナー	従事労働者数 18 人	調査対象労働者数 4 人	選定間隔 4 人
建築士	従事労働者数 10 人	調査対象労働者数 3 人	選定間隔 3 人

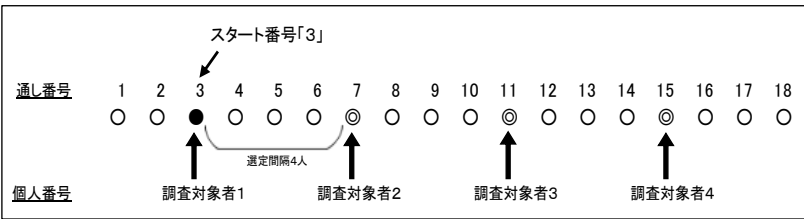
（1）デザイナーの業務に従事する労働者の選定

- ① 「賃金台帳」等に記載されている、デザイナーの業務を行う労働者に、1 から 18 までの通し番号をつけます。（この際、より年齢構成等に偏りがないようにするためには、年齢の若い順などに並べてから通し番号をつけていただくことも考えられます。）
- ② 選定間隔が4ですので、1・2・3・4の数字を記入した4本のクジを用意し（又は乱数表などを用い）、それを引いた結果「3」が出た場合、3番が最初の「調査対象者1」となります（調査対象労働者数が1人の場合はここで選ばれた人を対象とします。）。
- ③ 次に選定間隔『4』を加えた7番が「調査対象者2」、その次が11番で「調査対象者3」、最後が15番で「調査対象者4」となります。

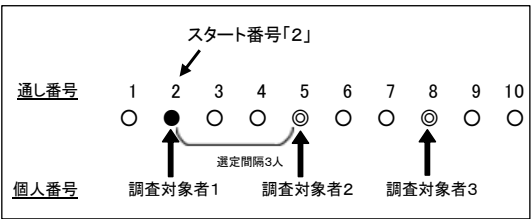
（2）建築士の業務に従事する労働者の選定

- ① 「賃金台帳」等に記載されている、建築士の業務を行う労働者に、1 から 10 までの通し番号をつけます。（この際、より年齢構成等に偏りがないようにするためには、年齢の若い順などに並べてから通し番号をつけていただくことも考えられます。）
- ② 選定間隔が3ですので、1・2・3の数字を記入した3本のクジを用意し（又は乱数表などを用い）、それを引いた結果「2」が出た場合、2番が最初の「調査対象者1」となります。
- ③ 次に選定間隔『3』を加えた5番が「調査対象者2」、その次が8番で「調査対象者3」となります。

デザイナー 18人



建築士 10人



3 選定された労働者の方に、密封用封筒とともに調査票用紙を配布してください。密封用封筒には、調査票用紙以外に、調査のお願いや説明を書いた紙も入っています。配布の際は、封をした密封用封筒を後日回収するので、回答を終えた調査票は密封用封筒に入れて封をしたうえ提出すること、事業場側は記入済み調査票をみることがないことを伝えてください。密封用封筒に入れた記入済み調査票を見てはなりません。また、オンライン調査による回答も可能であって、そのための番号が調査票に記されていることもお伝えください。

4 記入済みの事業場調査票と、記入済み労働者調査票を入れた密封用封筒所定部数分、さらに送付内訳票をまとめて返信用封筒に入れ、提出期限までにご返送ください。提出期限は 月 日です。期限を過ぎても、集計に間に合うことがありますので、提出方お願いします。

調査対象労働者の選定方法について、後日担当から電話による確認を行う場合がありますので、ご協力方重ねてお願い申し上げます。